



原子力国民会議だより

伊方3号機運転差止仮処分高裁判決に異議アリ

公益を損なう高度な規制行政に対する民事保全・仮処分制度は見直しが必要

概要: 本年1月17日、広島高裁は伊方原子力発電所3号機の運転差止仮処分命令の申立を却下する山口地裁の決定を取り消し、運転停止を命じた。
仮処分は別途行われている本裁判の判決を待たず先行して申立者が利益の保全を認める暫定的な手続きである。暫定的、仮のものとはいえ、一部の住民の人格権保全を先行して認める一方で、多くの国民の公益を犠牲にする決定ができることは、仮処分制度の欠陥と言える。仮処分制度の見直しを提案する。

1. まえがき

広島高裁は地震を引き起こす活断層と大規模噴火の火山降下物に関する事業者・規制委員会の判断は不合理として、本年1月17日に伊方3号機の運転差止の仮処分を決定した。

民事保全法に基づく仮処分制度は確定判決を待たずに申立人の権利（この場合人格権）を保全することを目的とし、被害が確からしいと推測できれば処分をすることができる簡易な手続きである。今回の高裁決定では審尋は1回しか行われなかった。

このように仮処分は運転差止には簡易な制度であり、伊方3号機に限らず、脱原発運動展開の格好な道具として全国各発電所に対し乱用されている。

2. 公益を考えない安易な仮処分決定

原子力発電は国民生活、国民経済、国家安全保障の一翼を担うものとして、高度な安全規制のもとに運転され、公益に供される。このような安易な制度での運転差止は公益を軽視する制度といっても過言ではなかろう。人格権の名の下に行われる差止請求は、一部住民の個人的主張と公益を天秤にかけ、私益の選択をせまるもので許されるものではない。

一方、この仮処分は地域住民（申立人、この場合山口県在住の一部住民）の事業者（四国電力）に対する伊方3号機の運転差止請求であるが、決定理由を見ると“事業者の申請に不合理の有無”とともに、“規制基準の不合理と規制委員会の判断の不合理の有無”を差止の理由としている。この決定理由に見る申立人と相手方の関係は“一部の地域住民”対“規制行政と実施公益機関（事業者）”であるが、事実上は上位の立場にある規制行政機関を主たる相手方としたものと言える。

3. 裁判所の判断の問題点

原子力の安全規制では、原子力安全のリスクは一定の規模（たとえば放射性廃棄物の排出量100テラベクレルを超える事故は100万年に1回以下（福島事故の1/100以下））に抑制されている。また基準の制定や運転許可に当たっては、国会の承認を得て任命された原子力規制委員会とそれを支える規制庁と専門家の委員が、現時点で最新かつ信頼性のある知見を駆使して検討、評価を行い、パブリックコメントを経て決定される。このように規制行政は高度な専門家集団の英知を集め、更に国民の理

解を得て実施されるので、原子力の安全は社会通念に沿ったものといえる。

裁判所は差止決定に際し、地震と火山噴火に対し抗告者の異議を採択したが、上記のプロセスを鑑みると、裁判所の決定は行政への過剰な介入と言えるのではないかと。

4. 運転差止処分決定の理由と問題点

高裁では仮処分は下記に示すように、地震に対する安全性と火山事象の影響に対する事業者と規制委員会の判断を不合理としたものである。

- ・ 地震に対する安全性

抗告人が申し立てた佐田岬半島沿岸の活断層に対しては、事業者と規制委員会が最新の科学技術に立脚して実施した海上音波探査調査を認めず、事業者ならびに規制委員会の判断に過誤ないしは欠落があったとした。「今後の詳細な調査が求められる」といった不確かな情報に囚われた姿勢は、公益の実現において許容されるリスクを考えない安易な姿勢と言っても過言ではなからう。

- ・ 火山事象の影響

1000 万人を超える死者が出るような過去最大の破局的噴火（VE17）に対しては、噴火が起こる可能性が十分小さいとは言えないが、海外への逃避や移住などを想定した規制を行っていないので、原子力だけに特段の備えを要求することは社会的通念に合致しないとした点は評価に値する。

しかしながら、このような場合でも最大規模の降下火砕物を予測した対策はすべきとし、降下火砕物

の想定は過小であり、これを前提とした設置許可の申請と規制委員会の判断は不合理とされた。事前予測の可能性や降下量算定で事業者、規制委員会の評価に耳を貸さない姿勢は独善的である。

5. まとめ

エネルギー供給は国民経済と国家安全保障を支える公益事業である。その一翼を担う原子力発電の安全規制は高度な安全技術に立脚しており、安全リスクを許容範囲内に抑制している。これにより国民の利益と安全が確保される。さらに信頼のおける知見を適時取り込むバックフィットにより、安全性の向上が絶えずはかられる仕組みとなっている。

伊方 3 号機の仮処分においては地震断層と火山降下物に関し、事業者と規制委員会の判断が不適切とされたが、仮処分という通常の訴訟より限定的な審査により一部の住民の人格権保全の名のもとに国民の公益を犠牲にする決定は、暫定的とは言え平衡感覚を欠いていると言わざるを得ない。

裁判官は憲法と法律のみに拘束され独立が保証されているとはいえ、専門の独立した機関による高度に先進的な科学技術を活用した原子力安全規制においては、専門性の高い機関の検討結果を尊重する姿勢が望まれる。とりわけ一部住民の個人的主張と公益の調整は当該規制行政の役割でもあり、司法といえども安易な仮処分制度の適用は不適切である。

原子力規制行政に関連する事項では仮処分制度（民事保全制度）の適用を制限することを提言する。（M.I.）